

# 株式会社 魚津鋳金 レンタルボート利用規程

この利用規程は、レンタルボートサービスの内容、利用料金および利用上の遵守事項等を定めた規則であり、本サービス利用者(以下「利用者」といいます)は、この利用規程に従って本サービスの提供を受けるものとします。

## 1.利用目的

ご利用はスポーツ、レジャーなどを目的とした利用を原則と致します。旅客事業、漁業、違法行為、その他法律に反する目的によるご利用は固くお断り致します。

## 2.利用資格

本サービスを利用可能な方は本利用規程ならびに施設の利用規約に合意し、確約した方のみとします。

当サービスは以下の項目に該当する方の利用をお断りいたします。また、利用実績がある方の場合においても以下の項目に該当することが発覚した場合は同様とします。

暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者およびその周辺者、その他反社会的勢力に属されている方ならびにその周辺者またはその疑いがあると弊社が判断する方。

運営団体ならびに施設の定める利用目的に反するご利用をされる方またはその疑いがあると運営団体ならびに施設が判断する方。

公序良俗に反する行為を行う方、またはその疑いがあると運営団体ならびに施設が判断する方。

他の利用者またはその他の水域利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると弊社ならびに石田マリナーが判断する方。

他人に伝染する恐れのある疾病を有する方。

弊社が不適格と認めた方。

弊社が不適格と認めた法人。

## 3. 申込み方法

- ①ご利用予約は、6 か月前より受付が可能です。
- ②ボートの空き状況は、弊社へ電話でお問い合わせください。利用予定日の仮押えはできません。
- ③ご利用予約の手順は、以下の通りとなります。

弊社ホームページよりレンタルボート利用規定を熟読していただき、申込書、同意書をダウンロードして記入後、FAX でお申込みください。

FAX 番号 0765-22-5220

申込受領後に弊社よりお電話にて予約の確認をいたします。この連絡時に他の予約がない場合、

正式に利用受付と致します。

#### 4. 利用料金

- ① 利用料金はホームページ記載の利用料金を前日、又は当日お支払いいただきます。
- ② 利用者はボートの規定のレンタル料と別途燃料費の負担をすること。燃料は持参お願いします。持参が難しい場合は弊社にて給油します。丸三石油のハイオクガソリンの価格 1リッターにつきプラス 10 円を頂戴します。

#### 5. 利用時間

- ① 利用時間とは、「ボートを専用している時間」をいいます。準備または片付け時間も利用時間に含まれます。
- ② ボートの利用、返却は利用時間内に行ってください。(準備・後片付けもご利用時間に含まれます。)もし、弊社に承諾を得ず時間を経過して利用を継続した場合、レンタル 1 日分の違約金を申し受けます。

#### 6. 利用申込みの変更および解約

利用者の都合により、利用申込み内容を変更または解約するときは、所定の「利用申込みの変更・解約申込書」と入のうえ、弊社までご提出ください。利用日時の変更は 1 回につき、変更手数料として 1,000 円を申し受けます。

なお、利用申込みのキャンセルの際は、以下のキャンセル料をお支払いいただきます。

- ・7 日前の 19 時まで 無料
- ・5 日前の 19 時まで 30%
- ・4 日前の 19 時まで 50%
- ・3 日前の 19 時以降 100%

※弊社が出航中止の判断をした場合は無料です。

#### 7. 禁止事項

以下に掲げる行為を禁止します。

- ① レンタルボートのキャビン内で喫煙すること。
- ② 他船に近づくこと。
- ③ エンジンを全開にすること。回転数は 3500 回転まで。
- ④ レンタルボート内に火災や爆発を発生させる恐れのある物品、悪臭を発生させる物品または不潔な物品を持ち込むこと。
- ⑤ 操縦者が酒や薬物を飲むこと。ゴミを海に捨てること。
- ⑥ 危険操縦(急発進、急旋回、危険地域、禁漁区への立入、無謀運転)等の禁止、 また、海上衝突防止法、海上交通安全法などの規則を遵守すること。

- ⑦ ボートや機関に損傷を与えるような行為。
- ⑧ レンタルボートにおいて撮影された画像や動画を弊社に無許可でウェブサイトに掲載すること。
- ⑨ 利用申込書記載の利用目的と実際は異なる利用内容での利用を行うこと。
- ⑩ 公序良俗に反する行為またはその疑いがあると弊社が判断する行為を行うこと。
- ⑪ 許認可もしくは資格が必要な内容での利用を、許認可もしくは資格がない状態で開催、利用すること。
- ⑫ 他の利用者またはテナントまたは来訪者ならびにその他の水域利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると弊社が判断する行為を行うこと。
- ⑬ 暴力的不法行為、反社会的行為等を行う恐れがあると弊社が判断する行為を行うこと。
- ⑭ 本利用規程ならびに弊社が定める利用規約に反するすべての行為をおこなうこと。

## 8. 利用停止

利用者は、次の何れかの事由が生じた場合に弊社が利用者は何ら通知・催告をせずに直ちに本サービスの利用を停止することを了承します。

- ① 利用申込内容に虚偽の記載があったとき。
- ② 利用者の行為が他の利用者および弊社ならびにその他水域利用者に著しく迷惑を及ぼすと運営者が判断したとき。
- ③ 利用者に警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- ④ 利用者(利用者が法人の場合、その役員も含む)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)であることが判明したとき、または反社会的勢力である者を反復、継続してマリーナに出入りさせ、他の利用者の平穩を害する恐れのある行為があったとき。
- ⑤ 本利用規程およびマリーナの定める利用規約に違反する行為があり、弊社ならびにマリーナが違反行為の中止または是正を求めたにもかかわらず利用者がこれに応じないとき
- ⑥ 弊社ならびにマリーナが天災地変等により利用が著しく困難となったときは、本サービスの提供を停止することができるものとし、この場合、利用者に対し、未経過期間の基本料金を返還するものとします。なお、利用者は、弊社に対し、損害賠償請求その他名目の如何を問わず一切の金銭を請求することができないものとします。

## 9. 使用制限

- ① 利用者は、許可なくレンタルボートの使用权の全部もしくは一部を譲渡または転貸することはありません。
- ② 正式な利用受付がなされた以降においても、第 5 条禁止事項、第 6 条利用停止の内容に該当する場合ならびにマリーナの利用規約に違反する場合、その使用の取消または使用停止の措置をとる場合があります。その際、使用者の如何なる損害に対しても弊社ならびにマリーナは一切の責任を負いません。なお、その場合、受領済みの利用料金は返還いたしません。

## 10. 免責および損害賠償

- ① 事前の荷物受取に伴う紛失、破損等或いはボート利用中の盗難、破損等および来場者等の人身事故については、その原因を問わず弊社ならびにマリーナは一切の責任を負いません。
- ② 天災地変、関係官公署からの指導、その弊社ならびにマリーナの責に帰さない事由により利用が中断された場合、その損害については弊社ならびにマリーナは一切の責任を負いません。
- ③ 利用者またはその関係者および来訪者がレンタルボートおよびマリーナまたはその設備・備品を汚損・破損させた場合、或いは建物または他の利用者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。

## 11. 安全管理、清掃

- ① ボート利用時間中は、利用者の責任のもとに、防災・防犯等のすべての安全管理を行ってください。
- ② ボートの利用時間終了時には、弊社に連絡のうえ、備品返却、清掃、安全、終了確認を行ってください。

## 12. 原状回復

- ① 利用終了後のゴミは全てお持ち帰りいただき、ボートやマリーナに残さないでください。
- ② 利用終了後はレンタルボート内の備品を弊社の指定する所定の位置にお戻しください。通常使用に伴う清掃は弊社が行いますが、補修や特別な清掃・残材・ゴミ処理または破損・紛失等については、別途実費をご負担いただきますのでご注意ください。
- ③ 船体の損傷については損害保険に加入していますが、保険でカバーできない範囲が発生した場合は保険を超える部分について、利用者の負担とする。保険の使用にあたっては免責 15 万円とします。またお客様の責により事故、故障等の為、修理が必要となった場合、修理期間中の営業補償料の一部費用をご負担いただきます。(7 日までの修理 10 万円、以降、1 週間単位 / 3 万円)

## 13. 注意事項

- ① 利用中、利用者は弊社と常時連絡が取れる状態でご利用をお願い致します。
- ② 常に安全に留意し、弊社が指定もしくは推奨する季節、天候、フィールドにあったウェアや装備で航行を行ってください。
- ③ 初めてのご利用もしくは、初めての水域でボートを利用する場合は、弊社の 30 分間ガイダンスを修了していただき、レンタルプログラムにおいて、適切な利用方法・マナー・トラブル対処方法をご理解・修得いただいた上で、レンタルが可能です。
- ④ レンタル時の事故、物品の破損については全て利用者自身で責任を負い対処してください。レンタル用具や本レンタルボートを破損した場合には、必ず、原状回復に要する費用をその利用

者様にご負担していただきます。ただし状況により、全額弁償となる場合がございます。この場合、弊社がその損害を査定し、弁償金額を算出するものとし、その利用者はその内容に異議申し立てをしないものとします。また、任意損害保険等の加入は利用者自身の責任において対応願います。

- ⑤ 弊社が危険と判断した場合、航行禁止等の指示に従っていただきます。
- ⑥ レンタル当日はマリーナにて、受付とレンタルボートの状態の確認を必ず弊社スタッフとおこなってください。
- ⑦ レンタル時間は弊社規定の時間までとし、やむをえない理由により、所定の時間までに返却できない場合は必ず弊社まで連絡の許可を取っていただきますようお願いいたします。
- ⑧ レンタル用具は次の方が気持ちよく使用できるよう、必ず真水で綺麗に清掃後返却してください。また、返却の際には必ず弊社スタッフにレンタル用具の状態の確認を受けてください。

#### 14. ボート・備品

- ① レンタルボートで基本装備として利用できる装備・備品は、ホームページ記載の通りとなります。
- ② ボートのいずれも装備や備品がセットアップされており、追加または削除はできません。その他備品のご利用は、利用者自身で準備をお願いします。
- ③ ボートに基本装備として設置されている装備は、無償貸与となります。万一、利用途中で装備が故障または不具合が生じた場合、使用できない理由による損害賠償等について、弊社は一切の責任を負いません。
- ④ レンタルした設備、備品の不具合があった場合は、該当する装備、備品の利用料金の 50%相当額を返還いたします。但し、利用終了後、運営団体ならびに施設がその内容を確認し、異常が見受けられなかった場合は、利用者の利用方法に誤りがあったものと見做し、利用料
- ⑤ 金の返金はしません